

2025年度事業計画

特定非営利活動法人きょうと介護保険にかかわる会

1. 特定非営利活動事業に関すること

事業名	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人員	事業費の 予算額 (単位:千円)
オンブズマン 養成事業 (研修会等の 開催)	介護・福祉・医療・社会 保障に関するテーマを中 心に研修会及び講演会を 開催。	(A) 年10回開催 (8・12月を除く) (B) ひと・まち交流館ほか (C) 各回: 10人	(D) 会員及び一般市民 (E) 各回30人~40人	193
介護・福祉サー ビス第三者評価 事業	介護・福祉サービスの第 三者評価を受託し、市民 目線に立つことを基本に 事業所の伴走者として信 頼される評価を行う。	(A) 4月~3月まで随時 (B) 京都府内の介護・福祉 サービス事業所 (C) 調査 各回2~3人 審査 各回 5人	(D) 京都府内の 介護サービス 16 福祉サービス 2 計18事業所(予定) (E) 不定	2,866
広報・啓発事業	会報の発行 メーリングリストおよび SNSによる情報発信 研修会の動画配信とアー カイブ化	(A) 年6回発行(偶数月) (B) 主として京都市内 (C) 広報部員 8人	(D) 会員および関係 事業所 (E) 各回 450部発行	249
調査・研究事業	第9期 京都市民長寿す こやかプランの施行に関 して、京都市高齢者施策 推進協議会の協議情報の 収集と発信。	(A) 4月~3月まで 随時 (B) 京都府、京都市他 (C) 調査・研究員 3人	(D) 会員および関係 事業所等 (E) 不定	32

2. 2025年度の活動方針

当会の理念・目的を達成するために専門性を高め、以下の諸事業に取り組みます。

(1) オンブズマン養成事業(研修会の開催など)

- ①介護保険制度のオンブズマン養成事業として、市民目線に立った活動ができる専門性の高い人材の育成をめざすとともに、超高齢社会に不安や興味を持つ市民が、かかわる会の活動に参画する機会を提供します。
- ②研修会は、会員の要望に基づいて、介護保険や医療・福祉、社会保障に関する基礎的なテーマについても工夫しながら研修に取り入れます。また、地域や高齢者のかかえる問題をさまざまな視点から取り上げていきます。具体的な内容については、アンケート等により会員の意見を聴

取して決定します。

- ③第9期介護保険事業計画（2024年～2026年）が進展する中、介護保険法の問題点や課題について取り上げ、取り組んでいきます。
- ④一方的に聞くだけの講演ではなく、講演のあと小グループに分かれて講師と一緒に考えて、疑問や思いを語り合える研修会をめざします。座学に加えて介護施設等への見学も年に1回以上取り入れます。
- ⑤開催にあたっては、各種助成制度の活用を図ります。
- ⑥多くの市民の参加が得られるよう、さらに内容や広報にも工夫して取り組みます。

(2) 介護・福祉サービス第三者評価事業

かかわる会が調査を行う際は、「ポジティブ・アシスト（肯定的支持）」を基本とし、常に事業所の「伴走者」となるよう臨みます。

事業者の現状を確認し、できていることはより上を目指し、できていないことはどのようにすれば改善できるかを、事業所と共に考え支援します。

①調査者のスキルアップ

- ・「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構（以下、支援機構）」が開催するフォローアップ研修に参加する。
- ・かかわる会として、内部研修を実施する。（調査リーダーの育成も図る）

②人材の確保（増員）

- ・調査者確保のため、会員及び外部の人材の掘り起こしを図る。
- ・三評事業のための独自の広報ツールを作成する。
- ・調査者養成研修受講費の助成について検討する。

③第三者評価応募事業所の拡大

- ・今年度の受診事業所件数の目標を18件以上とする。
- ・第三者評価のメリットを支援機構を通して発信する。
- ・受診実績事業所への声かけを確実に行う（3年毎の受診）。

④第三者評価事業の運営体制

- ・第三者評価事業の運営体制として、運営責任者および事務担当者の2名を置く。
- ・運営責任者の主な業務
 - 1) 支援機構との諸連絡および各種報告書類確認
 - 2) 支援機構からの調査依頼受諾後、評価リーダーおよび調査者選任と調査日調整
 - 3) 受診事業所との調査日調整および確定、及び審査会の開催
 - 4) 審査会後の受診事業所への評価結果の報告および評価確定
 - 5) 支援機構からの各種研修（評価者養成研修、フォローアップ研修等）の案内および周知
 - 6) 評価機関連絡会議への出席、3年毎の評価機関認定更新
- ・事務担当者の主な業務
 - 1) 受診事業所への調査準備書類および契約関係書類の作成、発送
 - 2) 審査会後事業所に結果通知を送付、結果通知に対する事業所承諾の後、支援機構に報告
 - 3) 三評の調査料・審査料の報酬一覧表の作成（支払い等の会計業務は除く）

(3) 調査・研究事業

2025年度は、地域包括ケアシステムの構築期限とされている「2025年」が含まれていることもあり、京都市高齢者施策推進協議会の傍聴を含めて、積極的に情報収集に努めます。さらに、その検討内容を研究会参加者の関心課題との関連の中で取り上げて研究を行います。

また、「第10期京都市民長寿すこやかプラン」の策定に向けた「すこやかアンケート及び介護サービス事業者に関するアンケート調査」の「プロポーザル方式による調査委託業者の公募」が、2025年7月から開始されることが決まっています。調査研究グループとしても調査目的に照らして有効な調査設問のあり方や、集計結果の有効な活用についての検討を行って行きます。

(4) 広報・啓発事業

①会報の発行

会報は年6回（偶数月）発行し、会の情報発信の要として活用します。他団体の催しでの配布、配架場所の追加など、より幅広い方々に手に取ってもらえるようにします。

会報発送先の関係団体や個人、第三者評価受診事業所については今後の当会活動に繋がるかどうかの観点からの見直しを図りますが、発送数としてはこれまでと同数になるよう調整します。会員による投稿を募り、また編集や印刷・発送作業に会員の協力を得て行います。

②研修会広報の取り組み

研修会案内の会報やホームページへの掲載、チラシの作成や運用については従来通り取り組みます。研修会チラシの裏面に会の入会案内を記載し、研修会に関心を持った一般市民の新入会を促します。京都市福祉ボランティアセンター・京都市市民活動総合センターの情報欄の活用を図ります。

③ホームページ・SNS・動画の利用

ホームページについては会の活動内容を速やかに反映し、また介護保険をめぐる状況について情報発信をすることをめざします。これらの内容はSNS（Facebook や LINE）で幅広い年代層に届くようにします。

また研修会の動画については、講師の了解を得られたものは当会ホームページでのアーカイブ配信を実現します。

④メールによる広報

会員のメーリングリスト登録者に対し、研修会案内や会報等の送信をはじめ介護保険をめぐる状況について情報発信に努めます。会員以外に対する介護保険についての情報希望者の募集、メールマガジンの可能性について検討を開始します。

⑤啓発活動の具体化

会員向け、市民向け啓発活動の内容や獲得目標について、他の事業担当理事とも協議し、具体化を図ります。

⑥広報グループの体制強化

会報やチラシの印刷データ作成、ホームページ更新のスキルが、一部メンバーに偏っていることが広報グループの課題です。担当者を複数配置することで、レベルの高い広報活動を組織的、継続的に進めていくことをめざします。またホームページやSNS、動画を活用するため、日頃からこうしたツールに慣れ親しんでいる世代に広報グループへの参加を働きかけます。

(5) 関係諸団体との連携事業

① よりよい介護をつくるネットワーク

2025 年度も、ネットワークの事務局を担い、「京都ヘルパー連絡会」「マイケアプラン研究会」「高齢社会をよくする女性の会・京都」「NPO 法人助けあいグループりぼん」と連携しながら、活動を進めます。

具体的な活動は以下の通りです。

- ・ 各団体との情報共有・連携強化：5 団体での定期的な意見交換の場を設け、各団体の取り組みや課題を共有し、連携を強化します。
- ・ 京都市との定期的な意見交換の継続：昨年度に実施した京都市との意見交換会を継続し、介護保険制度の課題や提言内容について対話を深めます。特に、提言の予算反映状況を確認し、具体的な改善を求める活動を続けます。
- ・ 議会への働きかけ：市議会各党派との懇談会を引き続き実施し、介護に関する政策の重要性を伝えます。また、議員への個別説明を行い、よりよい介護の実現に向けた協力を求めます。

② その他の連携

介護保険制度の充実と高齢者福祉の向上をめざし、志を同じくする団体と連携しながら、情報共有や共同の取り組みを通じて、実効性のある活動を進めていきます。

(6) 会の運営（事務局）

① 中期計画の策定と実装化

前年度の中期計画プロジェクトの提言を基に協議を重ね、現実的かつ実行可能なプランへと落とし込み、段階的に実施していきます。具体的な課題や優先事項を整理し、5 年間の達成目標を明示しながら、組織の現状に即した形で事業および組織の改革を推進します。

② 会員の交流、事業参画の機会を拡充

各事業部門と連携し、会員が事業活動に主体的に関われる機会を増やすとともに、交流の場（事務所での軽作業や茶話会など）を設けます。

③ 新規会員の獲得

研修や広報担当と連携し、新しい魅力づくりとともに広報の強化をはかることで、会員増を図ります。会員の目標数を100名とします。

④ 会員の希望や意見の聴取

入会（新規・継続）や総会の出欠回答の機会を捉えて、アンケート調査を行い、会員の希望や会に対する意見を聴取し、運営に活かします。